

○貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改正案

現行

(日本工業規格A4)

(日本工業規格A4)

別紙様式第6号(第10条関係)

別紙様式第6号(第10条関係)

(略)

(略)

廃業等届出書

廃業等届出書

下記事由に該当することとなりましたので、貸金業法第10条第1項の規定により届け出ます。

下記事由に該当することとなりましたので、貸金業法第10条第1項の規定により届け出ます。

記

記

1. (略)

1. (略)

2. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

2. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

( 年 月 日現在)

( 年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合計		千円	人
(債権回収方針)	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	自主回収(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	その他( )	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人

		残貸付債権	債務者数
合計		千円	人
(債権回収方針)	(新設)	(新設)	(新設)
	自主回収(予定)	千円	人
	(新設)	(新設)	(新設)
	取立委託(予定)	千円	人
	(新設)	(新設)	(新設)
	債権譲渡(予定)	千円	人
	(新設)	(新設)	(新設)
	その他( )	千円	人
	(新設)	(新設)	(新設)

(記載上の注意)

(記載上の注意)

1 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合

(新設)

○貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改 正 案	現 行
<p>計数を記載すること。</p> <p>① <u>貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け</u></p> <p>② <u>貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき会社等の経営を共同して支配している他の二以上の会社等の全部又は一部が、当該会社等に対して行う貸付け</u></p> <p>2 <u>債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。</u></p> <p>3 「その他（）」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。</p> <p>3. ～6. (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>「その他（）」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。</p> <p>3. ～6. (略)</p>

○貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

改正案	現 行
<p style="text-align: right;">【特定非営利金融法人】</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 8 号の 2 (第 26 条の 29 の 2 関係)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">事 業 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 (平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで)</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 特定非営利活動貸付けの状況 (1) 貸付内容別貸付件数及び貸付残高 (略) (記載上の注意) 1 <u>第 1 条の 2 の 4 第 4 項</u>の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。 2・3 (略)</p> <p>(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高 (略) (記載上の注意) 1 <u>第 1 条の 2 の 4 第 4 項</u>の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。 2・3 (略)</p> <p>18 生活困窮者支援貸付けの状況 (1) 貸付件数及び貸付残高 (略) (記載上の注意) <u>第 1 条の 2 の 4 第 5 項</u>の生活困窮者支援貸付けについてのみ計上する。</p> <p>(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高 (略) (記載上の注意) 1 <u>第 1 条の 2 の 4 第 5 項</u>の生活困窮者支援貸付けについてのみ計上する。 2・3 (略)</p>	<p style="text-align: right;">【特定非営利金融法人】</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 8 号の 2 (第 26 条の 29 の 2 関係)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">事 業 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 (平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで)</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 特定非営利活動貸付けの状況 (1) 貸付内容別貸付件数及び貸付残高 (略) (記載上の注意) 1 <u>第 1 条の 2 の 3 第 4 項</u>の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。 2・3 (略)</p> <p>(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高 (略) (記載上の注意) 1 <u>第 1 条の 2 の 3 第 4 項</u>の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。 2・3 (略)</p> <p>18 生活困窮者支援貸付けの状況 (1) 貸付件数及び貸付残高 (略) (記載上の注意) <u>第 1 条の 2 の 3 第 5 項</u>の生活困窮者支援貸付けについてのみ計上する。</p> <p>(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高 (略) (記載上の注意) 1 <u>第 1 条の 2 の 3 第 5 項</u>の生活困窮者支援貸付けについてのみ計上する。 2・3 (略)</p>